

第4回嬉野市議会定例会

追加議案

平成24年12月12日提出

嬉野市

議案 番号	提出年月日	議 案 名	頁
97	平成24年12月12日	嬉野市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する 条例について	1

議案第 97 号

嬉野市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市政務調査費の交付に関する条例（平成 18 年嬉野市条例第 178 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 24 年 12 月 12 日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）の施行に伴い、
条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市政務調査費の交付に関する条例（平成18年嬉野市条例第178号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

嬉野市政務活動費の交付に関する条例

第1条、第2条、第3条第1項及び第4条（見出しを含む。）中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第5条を次のように改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第5条 政務活動費を充てることができる経費は、別表に掲げる経費とする。

第6条及び第7条（見出しを含む。）中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（透明性の確保）

第9条 議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

項目	内容
研究研修費	議員の行う調査研究活動のために必要な研究会、研修会の開催に要する経費又は他の団体の開催する研究会、研修会への参加に要する経費（会場費、講師謝礼、出席者負担金、会費、旅費、宿泊費等）
調査研究費	議員の行う調査研究活動のために必要な先進地視察又は現地調査に要する経費（旅費、宿泊費等）

資料作成費	議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費（印刷費、翻訳費、事務機器の賃借料等）
資料購入費	議員の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費（図書、月刊誌、新聞等の購読料等）
広報費	議員の行う調査研究活動、議会活動及び市の政策についての市民への広報に要する経費（広報誌、報告書等の印刷費、送料、会場費等）
広聴費	議員が市民から市政、政策等に対する要望又は意見を聴取するために必要な会議の開催等に要する経費（会場費、印刷費、茶菓子代等）
人件費	議員の行う調査研究活動を補助するために必要な職員の雇用に要する経費
事務所費	議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費（事務所の賃借料及び維持管理費、備品及び事務機器の賃借料等）
要請・陳情活動費	議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費（旅費、交通費等）
会議費	議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交流会等各種会議への議員の参加に要する経費（旅費、会費等）
その他の経費	上記以外の経費で議員の行う調査研究活動のために必要な経費（通信費等）

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

